

安藤春夫博士著 『財政本質学説』に答える

岡 野 鑑 記

1. まえがき

敬愛する畏友安藤春夫博士の『古稀記念号』が刊行されるにあたり、私にも財政学に関する一文を寄稿せよとの名誉ある依頼をうけた。この榮誉を快諾したものの、さていかなる論文のテーマを選択すべきかについて迷った。ところが時あたかも博士最新の力作、『財政本質学説』の寄贈をうけたが、その書中に私見の本質学説をも、その1つに加えてあることを知り、本書に関する書評の一文を書いてみることに意を決した。

本書を通読してみると、その「書評」が容易ならざる難事業であることを痛感するにいたった。本書の内容は、現代日本の財政学者六氏の主張する固有の財政本質論を一つづつ俎上に乗せて、安藤博士の堅持する本質学説たる「強制獲得経済説」をメスとして、縦横かつ精密に解剖し、疑問の提出と、その検討という論理的手法によって、完膚なきまでに解剖しつくされていることを知ったからである。すでに古稀を迎えた博士の学究的良心と、心血をそそがれた熱情とは、遠く常人の及ばざるところであり、ただひたすらに賛嘆する外はなかった。

このような形式の著書は、わが国ではいまだ類例がなく、外国にもその類書は（財政思想史はあるが）見当らないようである。本書の序文によれば

「……ここにあげた6つの財政本質学説は、いずれも現在日本の財政学界における最高峯に位する学者が、心血を注いだ研究成果であり……これを正しく理解するためには、各主唱者の過去における労作を能うかぎり多数手もとにおいてこれを再読し、さらに最近のものと比較研究しなければならなかった。そのためには

財政本質学説に答える

は勢い 1 字 1 句（傍点岡野）をも精細に検討する必要があり、その結果として書評的になったものと思われる。……各学説の主唱者がいだく真意をできる限り正確に捉えようと努力したが、多くの誤解をおかしていることであろう。御叱正を賜らば幸甚である。」

さらに序文の中には、「本書でとりあげた財政本質学説は、いずれも最新の学説のみであるが、このほかにも財政本質学説が存しないわけではない。それらについては、いずれ機会を求め続編として発表する予定である。」と断ってある。これによってみれば、著者がいかに学究的情熱の持主であるかを知ることができる。しかし著者がここに日本の学者のみをとりあげたことは、従来の日本の学界が植民地的存在であるとの非難に抗議せんとするような偏狭な意図からではない。同じく序文の中に、「いずれも日本の学者をあげたが、各学説の説くところがすべて各学者の独創というべきものではなく……内外の研究論著を研究しこれを批判して書き上げられたものである。……その思考過程においては、内外の学問社会の二世紀にわたる共通の財産と異なるところがない。この意味では日本の財政学者を通して世界の学界における財政本質学説をとりあげたことになるであろう」と断ってある。このことは安藤博士が、今まで多数の著書・論文において、海外の諸学説を検討されてきた実績が如実に示しているところである。

それはそれとして、特に現存の 6 名の日本の学者を選択されたことは、現代の社会科学界において、科学方法論の軽視または無視によって、とくにわが財政学の科学的独立性が危機に瀕している現状を憂い、財政学方法論争の再現を企図するための批判であり論評であったのではないかとすら私は憶測している。このことは私も拙著において（昭和43年の財政学大綱・上巻の序文や、昭和46年の経済政策学方法論の序文など）たびたび主張したことであって、著者に対して心から共鳴するところである。

ところで 6 名の学者の財政本質学説というのは、1. 購買力の強制的移転説（土方成美）、2. 強制獲得経済説（井藤半彌）、3. 財政本質機能説（高木壽一）、4. 財政本質二元説（井手文雄）、5. 国民公家計説（時子山

常三郎) , 6. 強制配分経済説(岡野鑑記)などである。

いずれの学説に対しても、それぞれ数十頁を割いて詳細な一字一句をも忽せにしない分析と批判とが行なわれて、300頁をこゆる大著となっている。私のこの論文の最初の意図では、これらの諸学説に対する著者の論評を土台にして、同時に私見をも開陳して、著者の論評との異同を明らかにすることによって、財政学方法論の緊要性を、学界に対して強調せんとするところに存した。ところがそのような意図を実現するためには、恐らく私に割り当てられた頁数の十数倍にも及ぶ一巻の著書が必要となるであろうことが明らかとなつた。そこでこの小論では、著者の希望には添わないであろうことを承知の上で、第7章の拙論、『強制配分経済説』に対して提起された多数の疑問点や批判に回答することを中心として、併せて著者の本質論たる『強制獲得経済説』(これは同時に井藤博士の本質論であるが)に対しても、若干の批判を加えるという方法によって、私に依頼された論文の責を果すことにした点を了承して頂きたいと思う。

2. 強制配分経済説から強制調整経済説へ

私は、かねて抱懐していた財政学方法論をとりまとめて、『財政学方法論』(昭和35年初版、同36年、改訂増補版、酒井書店)なる一書を刊行した。しかしその後は特筆すべき反響も聞かないままに過ぎた。私はその後、この方法論を基盤として、『国家経費の理論』(昭和40年9月)と、『国家租税論』(同年11月)とを刊行した。そして翌41年には、私の古稀記念号(神奈川大学・商経論叢・第2巻第1号)が刊行されたが、その中に、安藤博士から、拙著の『国家租税論』の書評を書いて頂く光栄に浴した。そして本書にあるように、身にあまる書評と賛辞とを受けて、私の財政学方法論が世に出る機縁となつたのである。その後この方法論を『財政学大綱・上巻』(昭和43年)の第1篇に再録し、さらに『経済政策学方法論』(昭和46年)の第一章に、「社会科学方法論」として要約した。このように転載する

財政本質学説に答える

たびに、その内容は次第に要約され簡素化されていったが、とくに財政本質論の内容そのものについては、何等の本質的变化は生じなかった。

ところが図らずも、私の「強制配分経済」という本質学説の表現を変更せざるを得ない運命に逢着した。それは文字の表現にすぎないのであるが、ある著名な経済学者（大熊信行博士）から強硬な勧告をうけるに及んで、前記の『財政学大綱・上巻』の第1篇からは、「強制調整経済」という表現に変更するの已むなきにいたったのである。このことは、安藤博士の本書の最後の頁に簡単に付記されているが、読者に誤解を与える懸念があるので、次に『財政学大綱・上巻』の序文の一節を引用して、その諒解を求めておきたいと思う。

「私は、拙著『財政学方法論』では、財政の本質概念を、「強制配分経済」と規定した。それは、国家の強制力（財政権）によって、国民間の購買力（資源と所得）を、財政理想（財政的諸手段による国民経済の継続的成長と安定）の実現のために、再配分する政策という意味であった。ゆえにこの「配分」というのは、国家の意思的計画的政策による再配分という意味であった。そして市場経済を通ずる自然的自動的再配分の方は、慣例によって「分配」なる用語で表現することにした。すなわち、財政の意思的「配分」と、市場の自然的「分配」ということであった。

ところがこの「配分」と「分配」なる類似の用語の使用は、概念上の混乱と植字工の不断のミスとを招来する結果となった。ゆえにその後の改訂版や他の拙著では、すべての用語を「配分」だけに統一して、「資源の配分」、「所得の配分」というように、すべての用語に説明語を付け加えることにしたのである。

ところがこの種の用語には、いつの間にか1つの慣例（約束ではない）ができるにいたった。誰がこの語の翻訳の創意者であるかは不明であるが、資源(resources)は「配分」(allocation), 所得(income)は「分配」(distribution)と訳するという慣例なのである。原語では、allocation of resources; distribution of income という明白な文字の区別があるから、混乱の起る余地はない。しかし日本語では、「配分」と「分配」という用語をならべるだけでは、その内容までも区別することは無理のようである。

しかし慣例を無視することは避くべきであろう。そこで私の財政本質概念では、資源と所得とを同時に含む「購買力の強制的配分」の意味を別の術語で表現する

ことの必要に迫られるにいたったのである。換言すれば、配分（資源）と分配（所得）との両者を同時に表現するような用語はないかということであった。その後熟考の結果、拙著『財政学大綱』以後は、『強制調整経済』という用語に変更することにしたのである。要するに、フィスカル・ポリシーの目的は、国民経済における資源の再配分と所得の再分配とによって、生産・消費の調整（景気政策）を行なうことであるから、調整（adjustment）という用語ならば、配分と分配とを同時に包含する新概念用語であろうとの結論に到達したわけである。そしてこの原語は、マスグレーヴ（R. A. Musgrave）が、資源の配分の調整（adjustment in the allocation of resources）、所得の分配の調整（adjustment in the distribution of income）と表現しているところと一致する用語であった。かくて右の拙著からは、私の財政本質概念を、『強制調整経済』（Compulsory Adjustment Economy or Fiscal Policy）という用語に変更した次第である。

以上の理由で行なった用語の変更は、私の無定見から生じたのではない。ピグー（A. C. Pigozzi）が、経費の分類を行なうにあたって、その用語を、最初の「消耗的経費と移転的経費」（exhaustive expenditure and transfer expenditure）から、「実質的経費と移転的経費」（real expenditure and transfer expenditure）に変えたが、さらにまた、「非移転的経費と移転的経費」（non-transfer expenditure and transfer expenditure）に変更した事実を想起していただければ幸いである」

以上やや詳しく弁明して貴重な頁を費したが、それは私の財政本質概念の表現に関する最重要事項だからであった。この件に関しては、安藤博士の今回の著書には、その訂正が時間的に間に合わず、従来通り、「強制配分経済」と表現されているので、私も本論文に関する限り、そのような旧用語を使用していることを諒解していただきたいと思う。

3. 財政の本質概念

前置きはそのくらいにして本論に進もう。安藤博士が、私の本質学説に関して、最初に俎上に乗せたのは、問題の根幹たる私の「財政本質概念」に対する鋭い検討と批判である。問題のとり上げ方が多角的であるために、そのポイントを把握するのに苦しんだが、必ずしも著者の取りあげた

財政本質学説に答える

順序によらず、私の判断で幾つかの問題に絞って解答しておきたい。

1. 経験対象の中から財政学固有の認識対象を抽出するためには、いかなる方法によって行なわるべきか、に関する疑問

著者は、「……ある経験対象がある学問の認識対象となるためには、そのための本質概念（基準）が予め規定されていなければならないということである。そうではなくして経験対象の中からいかなる本質的な認識対象をも抽出することはできないのではあるまいか」（本書、268頁），という疑問が提出されている。

右に対して拙著『財政学方法論』で、私が「財政学が従来財政学の基本問題として取扱ってきた諸問題（経費、租税収入、税外収入、国営事業、公債、予算などの6つの問題）に共通する普遍的性質を抽出して、強制配分経済という財政学の本質概念を設定するのである」と説いたのを反論して、著者は、「これまで財政学の基本問題とされた、またはされてきた現象、つまり財政の本質を有することがすでに認められている現象、すなわち財政現象をとらえ、しかもそれを「財政学固有の認識対象」として承認した上で、それらの間に普遍的共通の特質をとり出し、これを財政の本質概念とする方法である」（本書、296頁），といってその論理的矛盾を批判しているのである。

右の疑問に対して、私は次のごとく答えたい。すべて学問（科学）の端緒は、経験的事実の時間・空間における個別化的認識（歴史的研究）から始まる。その認識の過程において、複雑多様なる経験的素材の中から、ある程度の独立性をもつ類似の経験単位の多様なる群（経験対象）を発見することができる。この多様なる群が「諸問題」（例えば財政的諸問題）と称せられるものであって、この段階ではいまだ思惟的加工が加えられた対象ではない。次いで思惟的加工が進むに従って、これらの多様なる諸問題が次第に同一性にまで整理されて、いわゆる認識対象としての基本的諸問題のみが抽出される。これらの基本的諸問題が一定の順序に配置されて、はじめて論（例えば財政論）となる。しかしこの「論」に包括されている基本的諸問題は、そのすべてが純化された固有の認識対象のみとは断定できな

い。これを一定の方法論を基礎として一層の整理を行ない、論理的に体系化されるとき、そこにはじめて学「例えば財政学」が成立するのである。換言すれば、財政本質なるものは、すでに「諸問題」の段階の中に萌芽をもっているが、いまだ顕在化するにいたらず、次の「論」の段階への純化が進むに従って、顕在化して把握される。かくして得られたものが、私見による「強制配分経済」という本質概念であり、これを武器として科学的体系化が形成されて、他の爽雜物を含まない「財政学」となるのである。財政学に隣接する金融に関する研究は、「金融問題」や「金融論」はあるが、現在なお「金融学」がないのは、いまだ学的体系化への方法論が確立していないからだと解すべきである。

適切な例とは言えないが、仮設例でいえば、砂金採取の場合を考えると、最初の段階で、その中に純金を含む泥土（経験対象としての問題の段階）を水洗すると、比重の重い砂金は下に沈澱するが、いまだその中には不純物を含んでいる「論の段階」である。さらに精密な濾過法（科学方法論）で整理すると、すべての爽雜物は排除されて、最後に純金だけの砂金「学の段階」が採取されるようなものである。

ゆえに著者が反論するように、基本問題は、すでに「財政学固有の認識対象」として承認した上での本質概念ではなくて、それは従来の財政学が過って財政学の基本問題として取扱ってきた不純物をも含む認識対象なのである。元来財政・経済現象、時代と場所とで常に複雑な変動を遂げつつあるが、その中に含まれる固有の認識対象自体も、質・量ともに不斷に変動し、従って財政の本質もまた変質を余儀なくされるものである。ゆえにわれわれは常に方法論的に自己反省を加え、たえず本質概念のメスを磨ぎすまして、財政現象を正しく確實に解剖することが要求される。学問は学問のためにあるのではなく、実存する現象の世界の真実を分析して、これを正しく認識する武器としてこそ存在価値があることをわれわれは忘れてはならない。

財政本質学説に答える

ところが著者が堅持する財政本質学説たる『強制獲得経済説』については、「財政学が科学として成立するためには、なによりもまず財政学独自の基本概念が決定されねばならない……その基本概念は現実の財政生活にたいして、一般的形式的性質を有する論理的先天的であると同時に、概念的および歴史的制約をみずからの中にもつものでなければならない。……ここにいう歴史的に制約された基本概念を検討した結果、いわゆる強制獲得経済に到達し、これをもって財政学の基本概念とし、ここから財政学が科学として出発すべきであると主張する（本書、60頁）。さらにまた、「たんに歴史的批判主義の認識方法をとるというだけで、おおくを語らない。……というのは歴史的批判主義の認識方法においては、ある学問にのみ特有の中心概念をまず決定し（傍点筆者），これに關係ある経験対象をとりあげて、これをその学問の認識対象とし、かくてその学問が成立するのであるから、中心概念の決定過程がどうであろうとも、なによりもまずその学問の中心概念が決定されなければならない」（本書、62頁）と主張されているのである。

ところがこの肝心な「歴史的批判主義の認識方法」（傍点筆者）なるものの内容については、何等の説明も与えられていない。私の理解するところでは歴史的事実（経験対象）を具体的に批判して、その中から対象の本質を認識するという方法であろうと推定される。もしこの理解が正しいならば、それは私見における基本的諸問題の認識方法と、本質的には差異はないようである。ところがこれに反して、もし何か無形の抽象的観念の世界から天の啓示をうけて「強制獲得経済」という本質概念が把握されたとするならば、それは経験科学としての財政学の世界ではなく、むしろ形而上学的哲学の世界というべきであろう。私は、この「歴史的批判主義の認識方法」なるものについての詳細な解明を知るまでは、著者の批判を受入れることができないのを遺憾とするものである。

2. 第二義的な研究対象—科学方法論の役割または任務について

私は、拙著『財政学方法論』で、「ここに特に注意すべきことは、財政学の研究に当っては、その認識対象は、第一義的には財政学の基本的諸問題のみに限定

すべきであるが、財政政策の実践が国民経済に与える効果判断によって、その政策の手段の合目的性の評価を行なうべきであるから、第二義的には、国民経済もまたその研究対象となるが、しかしそれは固有の認識対象ではなく財政政策の客体としての研究対象という点である」と述べておいた。(97—98頁)

著者は私の右の文句をとらえて、4つの疑問が生れるとなし、かなり詳細にわたる4つの検討が行なわれている。しかしここに重大な1つの誤解がある。それは著者が、私の「認識対象と研究対象」とを同義語に解しているという点である。それについては後述するが、その4つの検討なるものを熟読してみると、問題の重点は、科学方法論の任務と役割とに関連するものであって、私のいわゆる第二義的研究対象自体に直接関連するものではない。そしてそれらの4つの検討なるものも、問題の焦点は多角的に分散し重複しているので、それぞれ順序を追うて回答することができないのを遺憾とする。従って一括して答えたいと思うが、やはりそれに先立つて、まず「第二義的研究対象」という表現が誤解を招く原因となっているので、この点からまず述べておきたい。

「それは固有の認識対象ではなく財政政策の客体としての研究対象」といって、表現の述語は明白に区別してはいるが、「認識」と「研究」とは同義語に使用される場合があるので、この用語の使用は誠に不注意であった。そこでその後の拙著、『財政学大綱・上巻』では、この研究対象という述語を、「政策対象」に改めたのである。すなわち「ひろく一般の国民経済現象（自由交換の市場経済現象）自体は、財政学固有の認識対象ではないことに留意すべきである。それは財政政策を実践する場（対象）としての『政策対象』なのである（同書、65頁）」と述べている。さらにまた、「財政学における認識対象と政策対象との混同が財政学の独立性を妨げている事例を、しばしば発見することを注意すべきである」（同書、58頁）と述べていることによって諒解していただけけると思う。

さて次の4つの検討に答えておきたい。

財政本質学説に答える

(1) 検討 1 純粹無難な財政の本質概念とは何か

私は、本質概念の純粹性を確保するために、6つの基本問題の方法論的再検討の必要性を説いたが、それについて著者は、「本質概念に照していかなる側面において、いかなる程度の純粹性があるか、または全く無いかの検証が示されていない」（本書、270頁）と批判している。しかしこの点については、不十分な検証ではあるが、拙著『財政学方法論』（同書、115—127頁）でかなり詳しく検証しておいたので参照していただければ幸いである。ここではこれをそれ以上に詳論する余白がないのですべて省略したい。

(2) 検討 2 と 3 と 4 科学方法論の役割あるいは任務は何か

この2と3の検討は、「ある1つの学問が存在せざるるところに、そのための科学方法論は存在しないかどうかに関する疑問」（本書、271頁）として提出されている。この点について、私は、拙著『財政学方法論』（9—10頁）で、「科学の方法論の研究は、すでに1つの学問が現実に存在することを前提とするものであって、ある特定の学問の方法論を、ただ観念的に設定してこれによってある新らしい特定の科学を容易に創造しうるというがごときものではない。ある具体的・特殊的な認識対象に対して、次第に普遍化と抽象化とが行なわれて、1つの独自の科学的体系にまで形成されつつある現存科学の論理的構造を、方法論の武器によって、分析と総合とを行ない、順次に不純なる要素を整理し排除して、もってその科学をして真に正しい科学としての完全なる体系にまで、統一せんとするものである」と述べているが、著者はこれを引用して次のように反論している。

「科学方法論の任務・役割は、すでに独自の科学的体系にまで形成されつつある現存科学の論理的構造を、さらに完全な統一的なものとするにある。この役割については、われわれ（著者）といえども異論は有しない」（本書、272頁）として同調するが、次に、「しかしこのようすに不完全とはいえ、すでに1つの学問としての成立性と独立性とが承認されている学問が、いかにして学問たり

得たかを問わねばならない……従って科学方法論の研究は、ある学問が現存する以前から、たえず重要であるというべきである。……右のように考へない限り、いわゆる現存科学は現存しなかったであろう。かくしてわれわれの第3の疑問である科学方法論の役割、したがってその研究は、ある科学が現存すると否とにかかわらず必要であり、1つの学問が現実に存在することを前提としないこととなるのである」(同書、273頁)と反論して、次の検討の4にすすむのである。

この第4の検討で著者は、私の基本問題について再び疑問を提出しているが、その解答は前記の回答で一応了承を得たものと仮定して、引き続き重大な問題として、次のような疑問が提出されている。それは、「これらの基本的諸問題が財政学の認識対象であるかどうかの前に、何が財政学の真の認識対象でありうるかの問題を決定しなければ……それが純粹無難な認識であるか否かさえ見きわめることができない筈だということである」(本書、274頁)というのである。著者のいう意味は、私の「強制配分経済」という財政の本質概念が先決していなければ、認識対象としての基本的諸問題に対する純粹性の科学的検証はできないのではないか、ということのようである。それについて著者は、「われわれは財政学が既存し、または現存することを全く必要としない」といい切っているが、引き続いて、「時と所とを問わず、財政の意味を有する名称で呼ばれた社会現象をすべて経験対象と見て、この経験対象の中から共通の性質をとらえ、これをもって財政現象の本質概念とするのである」(本書、274頁)というとき、著者は、前言との論理的矛盾をいかに解明せんとするか。それについては、「財政学の基本問題から共通の性質を発見して、これを財政の本質とする方法と、われわれのようにともかく名称そのものが財政を意味する現象から財政の本質概念を規定する方法とは、表見上あるいはきわめて近接する相似性を存するかのように考えられるおそれがある。しかしこれら2つの方法は決定的に異なるものである」(本書、274頁)という。

以上の著者の真意は理解に苦しむが、要は私が、基本的諸問題の中から真の固有の認識対象を検証するためには、事前に本質概念が確立する

財政本質学説に答える

ことが不可欠ではないか、という非難と解されるが、この件についてはすでに述べたので省略したい。むしろ借問すれば、前述のように、著者の歴史的批判主義の方法論で、先天的・観念的に本質概念が設定されうるならば、仮りに歴史的批判主義によるとはいっても、結局は主観的本質概念に陥り、かくては各種の独立科学の創造は容易となり、却って社会科学の体系は一層の混乱に陥る危険を犯すであろうことを憂慮するものである。

(3) 財政の本質概念と財政学の基礎概念

検討4の後半にこの問題がとりあげられているが、この2つの概念についてこの機会に若干の解説を加えておきたい。私は、財政の本質を定義して、「財政とは、国家が財政理想実現のために、財政権にもとづいて、民間の購買力を、強制的に移転し配分する経済である」と規定した（拙著、財政学方法論、187頁）。ゆえに財政の本質概念は、第1は財政理想に関する概念であり、第2は財政権に関する概念であり、第3は民間の購買力の強制移転に関する概念であり、第4は強制配分に関する概念であると規定した。これを財政本質の認識方法からみると、第1は政策の目的に関する概念であり、第2は政策者たる国家の財政的実体に関する概念であり、第3は政策の理論に関する概念であり、第4は政策における目的・手段に関する概念である。要するに、私の「強制配分経済」という本質概念は、以上の通り四つの複合概念から成立している。

以上の四概念について、著者は、「国家という主体概念は埋没されているが……これも加える必要があろう」（本書、276頁）との注意が与えられている。しかし第2の概念たる財政権は、国家権力を基礎とするものであり、それは強制配分概念の強制力の根源を意味しているから、自明の理として、特別に国家という主体概念を明記しなかったまでのことである。そのことよりも問題の重点は、財政の本質概念と財政学の基礎概念との間

に、若干の概念上の疑義が生じているのではないかという懸念である。前者は、財政自体の概念であるのに対して、後者は、財政が学として成立するための財政学の基礎（土台）に関する概念である。ゆえに両者は同質概念であるが、後者の概念は、その範囲が前者よりも広いとみることができる。私はこの懸念を正すために、拙著『財政学大綱・上巻』では、特に第一篇「財政学方法論」の第三章を、「財政学の基礎概念」（同書、70—101頁）と題して、広範なる諸概念を取り扱い、その中において財政の本質概念を解明するという方法に改めているので、この両者の関係を理解するためには、この第三章を再読して頂ければ幸いである。

4. 財政政策論の構造

次にこの項では、私の財政政策論（政策学）の構造が極めて要領よく解説されている。私は財政学を本質的・性格的には政策学（財政政策学）であると規定しているが、これに対して著者の財政学は財政理論学と規定している。ゆえに方法論的には対照的であるが、その学問的内容自体については、特筆すべき疑問の提出や批判は行なわれていない。ただ解説上の文章については、私の方に若干の注文はあるが、私の財政政策学の構造を、手際よく要約されていることを感謝するものである。しかし科学方法論の構造を、三段階、すなわち、認識目的と認識対象と認識方法とに区分したことについては、次項において多くの疑問点が検討されているので、項を改めて回答しておきたい。

5. 認識目的・認識対象・認識方法

この項では、疑問が、九項の検討となって詳論されている。しかしその九つの検討は必ずしも特定の項目としては提出されておらず、かなりの重複があるだけではなく、理解に苦しむような難渋な文章に接することが少なくないので、どのような方法で回答すべきかについて苦慮する結果とな

財政本質学説に答える

った。ゆえに検討（1～9）の順序を追わず、重要と解される幾つかの問題のポイントだけを摘出して回答することにした。恐らく著者は不満足と思われるが、頁数の制限に免じて了承していただきたいと思う。

1. 認識目的の検討

認識目的 (Erkenntniszweck) という学術語は、日本語としては理解しにくい言葉である。ゆえに私は、いろいろの角度からその理解を助けるために、認識目標、研究目的、一定の見地、一定の立場、一定の方面、一定の特質等々の表現を使用したので、著者はやや当惑されたらしく、それらはすべて同義語であるように解されている。そして、「これらのすべてが現象の本質を意味することがわかる。われわれの場合は、これを本質概念（中心概念）という用語で表現している」（同書、284頁），と理解されている。しかしこの点には若干の誤解が見受けられる。例をもって示せば、アダム・スミスの『国富論』は、政治経済学（財政学を包含する広義の経済政策学）（Political Economy）であると解しうるが、その認識目的は、スミス自身が表明している通り「国富増進」ということであった。この場合、この「国富増進」という認識目的は、すなわち認識目標や研究目的と一致するものである。さらにそれは、『国富論』を書くに当って一定の見地（自由競争という一定の見地）、または一定の立場（自由交換経済という一定の立場）を決定し、それらはまた同時に『国富論』の一定の特質（自由放任経済という一定の特質）を示すものである。ゆえにこのような『国富論』の認識目的が、直ちにスミス政治経済学の本質概念と解することは早計であろう。私の財政学の認識目的は、財政の本質概念の把握ということに置いているが、そのための一定の見地は、強制配分という見地であり、一定の立場は国家権力（財政権）による強制配分という立場であり、それは『国富論』における自由交換経済という特質に対して強制配分経済という一定の特質を示すものである。

次に、著者の表現によれば、私のいわゆる認識目的先行論もしくは本質

概念先行論が、やがて認識目的先行論に重大転換を遂げてゆくに至ったという非難である。私のいう認識目的はそのまま財政本質論ではなく、財政本質の把握という認識目的を立てて、基本的諸問題を分析検討している過程（プロセス）で、財政本質を検証し把握してゆくという方法であるから、初めから著者のいう認識対象先行論なのである。従って著者の主張する認識目的先行論なるものには、私の方こそ「同調することができない」といわざるを得ないのである。

私の場合は、財政の本質把握という認識目的を設定したからといって、それが同時に強制配分経済という財政本質を設定したことになるわけではない。ドイツの官房学派以来正統学派のワグナーにいたる諸学者や、アダム・スミス以来の古典学派の多数の学者たちが、財政学の基本的問題であると自認してとりあげてきた多数のいわゆる「基本的財政諸問題」を精密に検証しながら、その中から普遍的共通概念たる「強制配分経済」という本質概念を把握するという方法なのである。

2. 認識対象の検討

次は認識対象の問題であるが、財政の本質把握という認識目的が設定されると、基本的諸問題の中から、この認識目的に適合するものと適合しないものとを選別し或は取捨して、その適合するもののみがその認識対象として収約されるが、その過程において把握された本質概念こそが、すなわち「強制配分経済」という財政の本質に適合する純粹な対象としての認識対象となるのである。

これに対して著者は、「政務収入、国営事業および国有財産収入などはもとより、自由公債など……必ずしも強制収入ではなく……現実には幾多の任意的経済を含むのである。従っていわゆる基本的諸問題のなかから、共通の普遍的本質概念を抽象してこれを強制配分とすれば、……基本的諸問題のなかには、財政現象の性質を有しないものが生じ、そのすべてが財政学の認識対象であるとはいえないこととなるであろう」（同書、287頁），と反論されているが、それは正にその通り

財政本質学説に答える

であって、この操作こそが純化作業であって、このことについては前述した通りである。

次の問題は、すでに述べた第一義的認識対象と第二義的研究対象との区別に関する問題である。これについて著者は、「視野を拡大し、財政現象は国民経済現象の一部であるとの論拠にもとづき、既成財政学における基本的諸問題という狭い領域から離脱し、国民経済現象の中から財政学の認識対象を抽出して、これを財政学の第一義的（固有）な認識対象とするという転向を示している」（本書、289頁）といって批判している。この批判については、「第二義的研究対象」という用語を、「第二義的政策対象」にすでに訂正しているので、解明ずみと思うが、この著者の誤解が意外にも、著者によつて、「この考え方は、財政学の認識対象を抽出するための経験対象の分野を拡大したことを意味するものであり、われわれ（すなわち著者）、の場合と、かなり接近したものということができるであろう」（本書、289頁）と述べられているが、このことはむしろ有難迷惑として苦笑する外ないのである。著者の方法論が、国民経済現象のほかに、社会現象や宗教現象にまでも範囲を拡大して、すべて「強制獲得経済」の本質概念規定の認識対象に包含させるという方法論に、私の方法論が接近していると解されることは、むしろ迷惑といわざるを得ないからである。私の財政学の認識対象は、飽くまでも国民経済現象中の財政現象のみに限定していることを、ここに改めて強調しておきたいと思う。

3. 認識方法の検討

次は認識方法に関する検討であるが、繰り返して詳論されているが、誠に失礼ながら、誤解または未解にぞくする場合が多いようと思われる。ここでいちいちとりあげて論議するよりも、拙著を再読して頂くことの方が一番有効適切な回答であろうと思う。しかし特に目立つ問題だけを幾つか取りあげて、その疑問を解き質問に答えておきたいとおもう。私は最初にアルフレッド・アモンの言葉を引用して、認識方法を説き、次に思惟操作

として、第一段に理論的方法論（認識目的と認識対象の検証）があり、第二段に実際的方法論（科学の論理的構造の分析一体系論）があることを説いた。ところが著者は、「いまだ存在せざる学問を学問たらしめるための手段・武器に関する理論もまた科学方法論であって、これを否定することこそ非論理的ではあるまいか」（本書、291頁）と非難されているが、仮りに偉大なる天才が神の啓示をうけて、ある科学の本質概念を創造して、それによって一個の独立科学を容易に創作しうるとすれば、それは学問発達のために誠に望ましいことには相違ない。しかし現実の社会科学（または経験科学）の学問発達の歴史が示すように、初めは雑多な諸問題の集積から出発して、次第に整理され純化され論理化されて、一個の独立科学にまで形成されるのが常態であることを想起してもらえば、そのような疑問は氷解するはずである。

次に著者は、「われわれは認識目的を設定し、設定された認識対象を研究することをすべて認識方法と認め、認識目的や認識対象などの研究以外に、これと別個の認識方法の存在を認めない。財政学の構造は当然に認識対象の研究に含まれるのである」（同書、293）と主張されているが、これは重大な認識不足といわざるを得ない。認識目的と認識対象についてはすでに詳論したので理解されたと思うが、認識対象というのは、従来の不純な基本的財政諸問題のなかから抽出された純粹な財政学固有の財政現象（認識対象）をいうのであって、それ自体はいまだ認識対象（純粹な財政基本問題）の集積を指すにすぎないのであって、それらはいまだ独立科学として論理的に体系化されているものではない。私は、科学を定義して、「論理的に体系化された知識の統一」といっているが、この集積された認識対象が、論理性と体系性と統一性とを確保して初めて、「独立科学としての財政学」が成立するのである。ゆえに、「科学方法論」における最後の仕上げこそがこの認識方法（科学方法論—Methodologieはこの認識方法(Erkenntnismethode)を中心である）であって、いわば方法論の基盤であり中枢であり生命であるといってよい。別言すれば、認識目的と認識対象とは、最後の作業たる認識方法の重要な不

可欠の素材だということができる。

この認識方法は、カール・メンガーによれば、第一に、時間・空間における個別化的認識方法（歴史学）と、第二に、普遍化的認識方法（理論学）と、第三に、当為的認識方法または目的論的認識方法（政策学）との三科が存在し、これによって科学の体系化が可能となるというのである。著者が拙著の論評において、この「認識方法」の問題を正面からとり上げなかったということは、画竜点睛を欠くの感があって、誠に遺憾という外はない。

6. 財政理想の客観的価値

最後に、私の財政学（財政政策学）の眼目ともいべき、「財政理想」の問題に進もう。著者は、この「財政理想の客観的価値」については、極めて簡潔明快な文章をもって、私の見解を解説されているので、感謝こそすれ反論など行なう必要はないが、検討中に若干の疑問や批判が行なわれているので、これに対して答えておきたい。

私は、「財政理想」という独特の表現を使用しているが、それは、「最高または究極の政策目標」（認識目標ではない）という言葉で表わすことができる。財政学は、国家（または政府）という主体（機関）が決定した自己の意思（政策目標）を実現するために行なう経済活動から生ずる経済現象（とくにその中の財政現象）を研究する学問であるから、当然に政策学の範疇であるべきだと私は信じている。従って政策目標の設定は当然の任務であるが、正しい財政活動を行なうためには、この政策目標の価値判断は不可欠である。20世紀初頭のマックス・ウェバーの問題提起以来今日まで、その可能か不可能かに関する科学的結論はいまだ下されていないことは周知の通りである。しかし科学的論証は未解決であっても、現実の世界では政治家でない社会科学者たちも、勇敢に価値判断を行ない政策目標の是非を論じているのである。最近の財政・経済問題だけを例示してみても、日

米纖維問題、日米貿易問題、国際通貨（ドルショック）問題、経済成長か福祉かの問題、物価問題、公害問題、景気政策の問題など山積しているが、社会科学者たちは、先きを競って新聞、雑誌、テレビ等において政策目標の価値判断を発表しているが、これをいかに見るべきか。それらの主観的判断を、ただ「所与」として受取るべきか、或は無責任な放言として黙殺すべきか。いやしくも科学者たるもののは、科学の専門家として、何等かの価値判断の基準を示して、多くの放言に対して一定の正しい方向を示すための客観的価値基準を示すべき任務をもっているものと私は信じている。学問は学問のためにあるのではなく、人類のよりよき人間形成のためにあるからである。

さて、安藤博士は価値判断の否定論者であり、私は肯定論者であるから論理はつねに並行線上を走るだけで、疑問も回答も無益な結果になるかも知れない。

「検討の1」の中に、私が人間性二元論をとり、精神と物質（肉体）とを観念的に分離して考察するが、現実の世界では、その分離は「不可能である」とか「容易ではない」とか書いたのを、論理的矛盾であるといって非難されているが、要するに言語は観念を正確に表現するためには極めて不完全であるから、むしろ心眼を開いて見て頂きたいと思う。安藤博士の文章は論理学の本を読む感があり、そのこと自体は結構なことであるが、やはり社会科学は人事科学であるから、「木を見て森を見ない」ような論議は、却って社会科学の発達を遅らせることになるのではないかと思う。

「検討の2」は、「所与」の問題であるが、価値判断否定論の立場に立つ著者と私とは、全然別個の立場に立っているから議論の余地はない。ただここで一言したいことは、財政学を理論学と解して、「強制獲得経済」（強制力をもって購買力を獲得する経済行為）を本質概念として因果論的に研究する立場であるから、原因が「所与」から生じたかどうかは問題外であり、目的の価値判断は不要となる。著者は「経費」も認識対象中に加えて

財政本質学説に答える

いるが、それは政府の「所与」としての政策目標と解すれば、価値判断は不要となる。しかしそのような財政学は、現代の複雑多岐な財政現象を正しくかつ正確に理解して、人間のための科学としての任務を十分果たしうるかどうかについての、方法論的自己反省は不要であろうか。俗な言葉で表現すれば、「時代遅れの財政学」という非難をうけるのではないかを憂うるものである。

「検討の3」は、租税の社会価値説に関する安藤財政学（同時に井藤財政学）における価値の問題である。それはまた「社会価値と個人価値」との比較の問題ともなっている。私は、かつて井藤財政学におけるこの「価値問題」を批判したことがあるが、これについて著者は、価値論は財政学以前の問題であり、財政学の認識対象ではなく、「所与」であるとして除外している。しかしその価値論が哲学の認識対象であるとしても、その哲学的価値論を紹介するといどの親切はあってもよいはずである。井藤博士はかつて、価値判断は究極において「信仰」の問題に帰着するといわれたが租税配分公平の原則の論拠となっている社会価値説が、宗教上の信仰の問題にまで昇華して行くとすれば、社会科学者たるわれわれは、また何をかいわんやと長大息するほかになすべきを知らないであろう。

7. むすび

すでに与えられた紙数を超えたので、簡単に「むすび」を述べて本稿を終りたい。

前述のように、本稿は、私の財政本質学説たる「強制配分経済」に対する批判に答えるとともに、安藤博士の本質学説たる「強制獲得経済」に若干の批判を与えていどで終り、他の4名の学者（土方、高木、井手、時子山）の本質学説に関しては少しも関説することがなく誠に申し訳ない次第である。（全体的書評については、山口忠夫博士が、中央大学の経済学論纂、第12巻第6号で、『安藤春夫博士の近著、「財政本質学説」を読んで』と題して発表されて

いる）。しかし右の4氏は夫夫著名な財政学者であり、優れた論客ぞろいであるから、恐らく今後何等かの機会に御本人自身から、解説や反論や反批判が提出されるであろう。私が「岡目八目式」に余計な書評なぞしない方が、却って賢明だったと考えている。

それはそれとして、最後に「むすび」として若干の感想を重ねて述べておきたいと思う。

1. 安藤博士の財政本質論たる「強制獲得経済説」と、私の「強制配分経済説」とは、科学方法論的には、前者は財政理論学（因果論的認識方法）であり、後者は財政政策学（目的論的、または当為論的認識方法）であって方法論的には全然別個の立場に立っている。ゆえに両者が自己の立場を堅持して譲らない限り、永久に並行線を辿る外はない。論争は徒らに相手を批判し非難するだけに留まるであろう。

しかし学問が学問のために存在するよりも、よりよい人間形成のために存在するとすれば、現代資本主義経済運営における財政政策の役割がますますその重大性を加えつつある現実に鑑みて、徒らに既成観念を固執することなく、方法論的自己反省と再検討とによって、さらに一步前進されんことを待望してやまないものである。

2. さればといって、私はその方法論的転換を迫っているわけではない。

強制獲得経済説は、それ自体として固有の方法論的根拠を持つ財政本質論であるから、他からいかなる批判や反論をうけようとも、確信をもってその独自性を主張されてよいと思う。ただ願わくば、その独自の方論たる「歴史的批判主義の認識方法」なるものの理論的かつ具体的解説を望みたい。さらに社会価値説の根拠たる「価値」の概念についても財政学以前の問題として回避することなく、仮りに哲学的解説にしても後進のために示して頂きたいと思う。

3. 次は、強制獲得経済説における「強制性」の概念についてである。私の強制配分経済説における「強制性」は、権力の主体たる国家の権力を

財政本質学説に答える

根源とする財政権であって、次の拙著（財政学方法論、139—140頁、財政学大綱・上巻、92—93頁、経済政策学方法論、146—157頁）において詳論しておいたが、安藤博士からはまだ納得しうるような解明に接していない。

ゲルロフ（Wilhelm Gerloff）の強制獲得概念では、認識対象を経済現象に限定するとともに、国家権力に基づく強制性をその本源と解している。ただその範囲をやや拡大して、「租税のような権力による「命令」（Gebot）だけではなく、専売収入におけるような不作為を目的とする「禁止」（Verbot）までは是認して煙草専売収入なども一種の強制獲得であることを認めている」（拙著、財政学方法論、155頁）。ところが安藤学説における「強制性」は、民間の独占又は寡占企業などの独占利潤獲得から、宗教力の強大であった中世の寺院経済の貢納金までも、強制獲得であると解し、あらゆる社会現象のなかに、強制獲得の事実があれば、主体や目的のいかんを問わず財政学の認識対象中に包含せしめているのである。ゆえに井藤博士が「國家の経済であるという事実にもとづいて、独自の科学が成立するのではない。逆に国家経済に強制獲得という独自の要素が認められるが故に、国家生活が財政学の問題となるのである。財政とは国家の経済であるという主張より出発する学説は、その関係を顛倒するものである」（拙著財政学方法論、182—183頁）という論理を主張するに至ったわけである。

右のような概念規定は、それ自体非難する根拠はないが、かかる本質論で、果して現代の財政現象を正しく理解する学問として、その有効適切な任務を果しうるや否やを懸念するものである。

4. 著書全体として強く感ずることは、安藤博士の論理的批判が、一字一句の表現を追及して恰も論理学の著書のごとき感を与えるという点である。本質学説という抽象的、観念的論理を追及するのであるから当然ではあるが、読者をして迷路に踏み込ませる感なきを得ない。この迷路的論理の展開は、前述のように「木を見て森を見ない」論評となっていることを残念に思うものである。

以上思いつくままに幾つかの感想を述べたが、初めに書いた通り、類書のない貴重な文献が新たに財政学界に提供されたことは、一大功績であり、今後年を追うて光りを発し、やがて財政学方法論が開花して、ややもすればその独立的存在価値をすら喪失せんとしているように危惧されているわが財政学が、再び社会科学の王座に復位する日の近からんことを切望して、この稿を終りたいと思う。

(1972. 1. 10)